

近世ドイツ東部定住地耕区の諸類型

——エッシャー説整理の一試論——

加藤房雄

I 課題の設定

テルトウ (Teltow) は、バルニム (Barnim) とともに、「ミッテルマルク (Mittelmark) の最も興味深い地域」⁽¹⁾ を成す。テルトウとバルニムの地域形成 (Landesgliederung) 史を跡づけるには、少なくとも、シュプレー＝スラブ族 (Sprewanen)・ヴェティーン家 (Wettiner)・アスカーニエン家 (Askanier)、そして、ホーエンツォレルン家 (Hohenzollern) という四つの歴史的登場人物の織り成す錯雑とした相克とその変遷が、丹念に解き明かされなければならない。「テルトウ地域の19世紀以前史それ自体」が、きわめて興味深い一研究テーマたりうるのである。⁽²⁾

本稿は、ここ数年来一貫して追究してきた地域史研究の主対象たるテルトウへの注視をゆめ怠ることなく、さらに一步を進めて、より広く、バルニムをも含む言わば「テルトウ＝バルニム地方」とでも言うべき、ミッテルマルクの大中核地域を対象として、その「19世紀以前史」の個性の一端に触れるために、以下の考察の順序で逐次系統的な検討を行う研究史整理の一試論である。

まず最初に、アスカーニエン家の東方植民 (Kolonisation des Ostens) によって組織的に建設される東部ドイツ農業地域の村落の内的構造に注目して、ミッテルマルクの「定住地形態」⁽³⁾ (Siedlungsform) の諸特徴を、オストマルク (Ostmark) との類型的対比の上で明らかにする。さらに、ミッテルマルク型村落で生じた歴史的变化に迫るために、13-14世紀の始源的東方植民と17世紀以降に再開される新規入植活動とにおける耕区形態上の相違に注目する (II 東部ドイツ定住地耕区の三類型)。次に、17世紀以降進展した新規植民事業の基礎事実を、テルトウ史に即して追究する実証作業を行う (III テルトウの新規入植活動)。最後に、ミッテルマルク型それ自体に関する少しく仔細な検討成果を類型把握して示す一箇の仮説を提示して、当該のテーマをめぐる

「フーフエ不変説」とも言うべきエッシャー (Felix Escher) の学説⁽⁴⁾ を整理して継承するための試論を展開しつつ (IV ミッテルマルク型耕区の四類型——エッシャー説整理の一試論)、テルトウの農村住民構成の全体像を暫定的に展望して本稿の検討を終える (V 結びにかえて)。

II 東部ドイツ定住地耕区の三類型⁽⁵⁾

13世紀に始まるアスカーニエン家の組織的な植民活動によってミッテルマルクの「テルトウ＝バルニム地方」で建設された定住地は、概して、集村 (Angerdorf) と街村 (Straßendorf) という二種類の村落であった。⁽⁶⁾ たとえば、バルニムのフロイデンベルク (Freudenberg) 村は前者に属し、同じバルニムのファルケンベルク (Falkenberg) は後者の形態を取った。エッシャーは、ファルケンベルクに注目して、そこでの耕区形態の「驚くべき不変性」⁽⁷⁾ を強調している。すなわち、1375・1450・1624の三年度にわたり、フーフエ数は全く同一の52を記録したが、それは、各三耕区の帯地 (Hufenstreifen) 数52と一致する。そして、この点は、ほぼ四世紀を閲した1767年においても全く変わらなかった。テルトウ・バルニムのこの耕区形態は、「組織的耕区」⁽⁸⁾ (planmäßige Gewinnflur) の一特殊形態たる「フーフエ耕区制」⁽⁹⁾ (Hufengewinnflur) と呼ばれる。その特徴は、およそ以下のとおりであった。

経営形態は、「三圃制」⁽¹⁰⁾ (Dreifelderwirtschaft) である。冬作地 (Winterung) と夏作地 (Sommerung) そして休閑地 (Brache) に三分される耕区 (Gewinn) は、それぞれ三年に一度休閑地となる。ここでは、草地と放牧地はおおむね欠落し、生産は純然たる穀物生産に特化していた。生産を担った「指導的社会グループ」⁽¹¹⁾ は、フーフエ農民 (Vollbauer, Hüfner) にほかならない。たとえば、ファルケンベルクの四フーフエ農であ

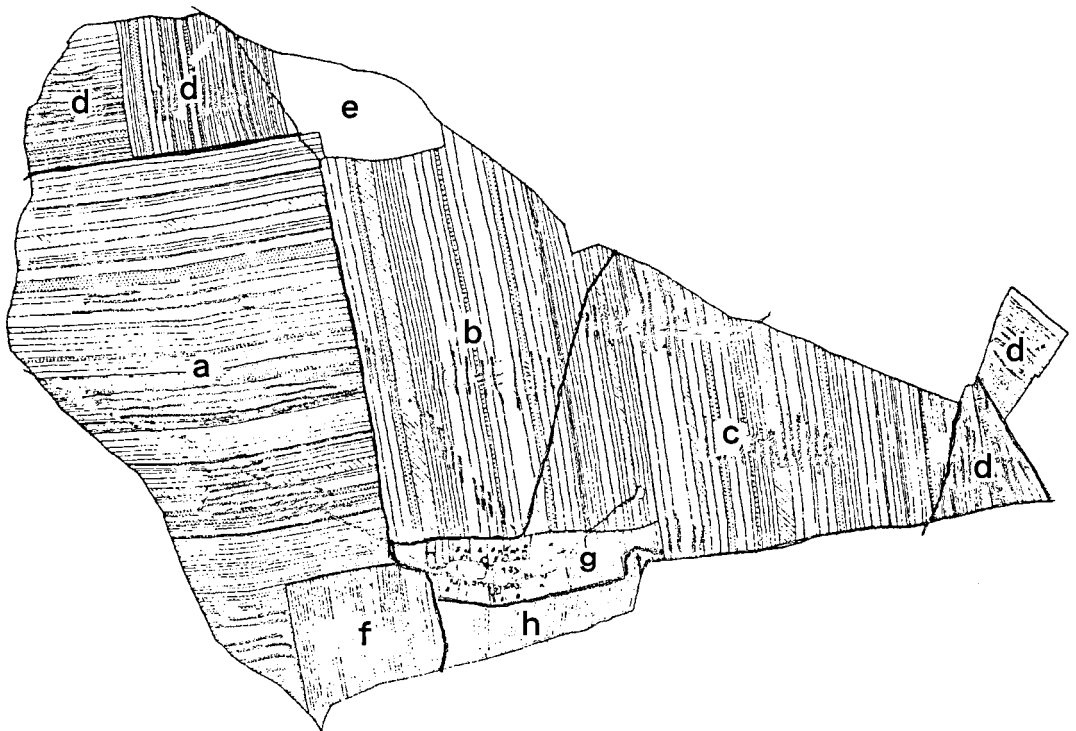
るRaucは、三耕区のそれぞれに四つの分割帯地 (Streifenparzelle) を持った。⁽¹²⁾ グーツヘルシャフトの騎士フーフエ (ritterliche Hufe) もまた、同様の仕方でこの農民フーフエ (bäuerliche Hufe) とともに混在 (Gemenge) する。16の騎士フーフエは、1767年にあってもなお、三つのフーフエ耕区に散在したのである。

また、三つのフーフエ耕区から成るフーフエ区域 (Hufenschlagland) の外側には、フーフエ耕区よりもはるかに狭小な耕区しか構成できない、いわゆる「片隅地」⁽¹³⁾ (Beiländer) が存在した。これは、基準的なフーフエ数に従って分けられる事例もあるが、必ずしもそうとは限らなかった。片隅地は、「農村下層民」⁽¹⁴⁾ (mindere soziale Schichten des Dorfes) たるコッセーテ (Kossäte) とビュードナー (Büdner) に分与されたからである。フーフエ区域に比して劣悪な地質の片隅地とは、ライ麦 (Roggen) のみが栽培される新開地

(jüngeres Rodeland) にほかならなかった。

以上が、テルトウとバルニムにおいて広く普及した「組織的ミッテルマルク型入植」⁽¹⁵⁾ (die mittelmärkische Plansiedlung) の主だった特徴である (第1図参照)。次に、これとは区分されるべき別種の「耕区類型」⁽¹⁶⁾ (Flurtyp) の輪郭を瞥見しておこう。「組織的オストマルク型入植」⁽¹⁷⁾ (die ostmärkische Plansiedlung) が、それである。レープス平地 (die Lebuser Platte) やメクレンブルクのシュテルンベルク地方 (das Sternberger Land) のオストマルク型の特色について言うと、さしあたり、第一に、集村を支配的な定住形態とする点では、ミッテルマルク型と同じであっても、当該の類型には三圃制が欠落し、比較的規模の大きな、任意数の「大耕区」⁽¹⁸⁾ (Großgewann) が存在した。一例にすぎぬが、シュテルンベルクのハイネルスドルフ (Heinersdorf) は、大耕区の二圃制であった。

第1図 Freudenberg 村の耕区。1844年。



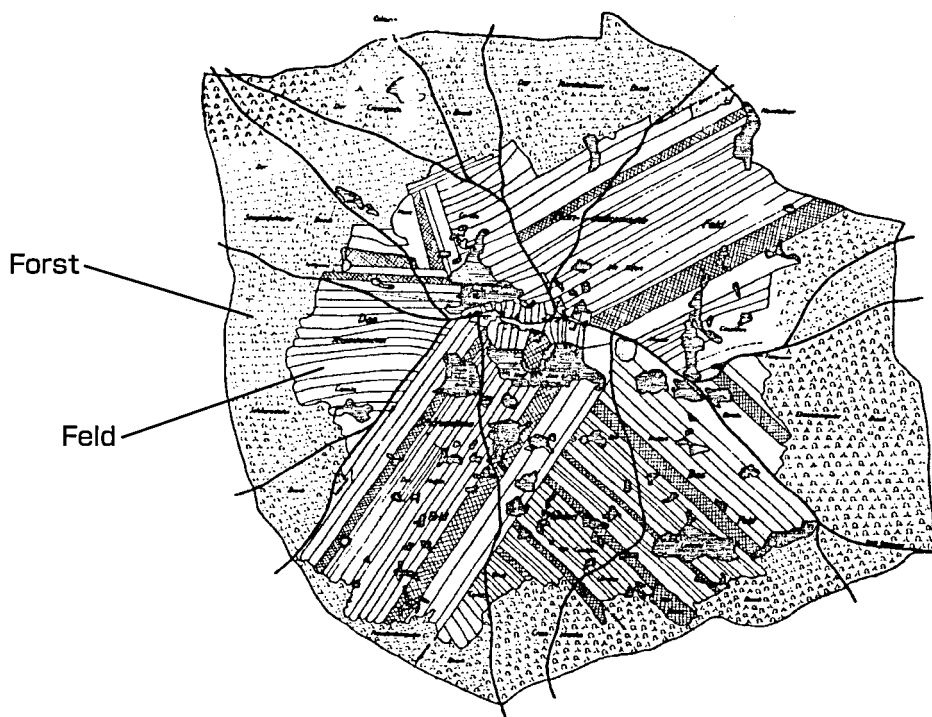
(註) 図の a, b, c がフーフエ耕区。d は片隅地。片隅地はすべてKaveln (帯地) 化されている。e は共同地、f はぶどう畑、そして g が集村である。なお、h は甜菜畑。

(出典) Anneliese Krenzlin, *Dorf, Feld und Wirtschaft im Gebiet der großen Täler und Platten östlich der Elbe*, Remagen 1952, Abb. 1.

これに伴う第二の特徴は、また、耕地区画 (Feldeinteilung) とフーフエ制 (Hufenverfassung) との結びつきが緩やかだった点である。すなわち、ここでは、帯地数とフーフエ数は必ずしも一致するわけではない。ハインスドルフの二耕区の帯地数は26と38、計64だったのに対して、17-18世紀の記録によれば、同村のフーフエ数は54にすぎなかったことが知られるのである。そして、第三に、オストマルクの地にあつては、村の大耕区が周辺の森にはほぼ完全に取囲まれる姿を示す。し

かも、その形状たるや、第2図からただちに看取されるとおり、村の境界が直線的に一様ではなく、ある帯地が他のものに比べて、森のふところへとより深く分け入っているとすれば、また別の帯地は、最奥の所までは届かないという交互に入れ違った刻み目の姿をあらわにしているのである。耕地と森との境目は、一言にして、「ぎざぎざのライン」⁽¹⁹⁾ (eine bewegte auf- und abspringende Linie) だった。

第2図 Gerzlow 村の耕区。1803年。



(出典) A. Krenzlin, *Dorf*, Abb. 54.

オストマルク型耕区の組織構成は、このように、ミッテルマルク型に比して、より緩やかで自由な (lockerer und freier) ものであった。A. クレンツリンによれば、それは、「フーフエ制との確たる結びつき」⁽²⁰⁾ の無いオストマルク地方における「定住活動の緩慢さ」⁽²¹⁾ (eine geringere Besiedlungsintensität) に起因していた。⁽²²⁾

ここで、13-14世紀の東方植民開始期と、17世紀に再開される新規入植活動期との耕地形態の違いが、当然注目されてよい。さて、第3図に挙げたバルニムのシェーンホルツ (Schönholz) に

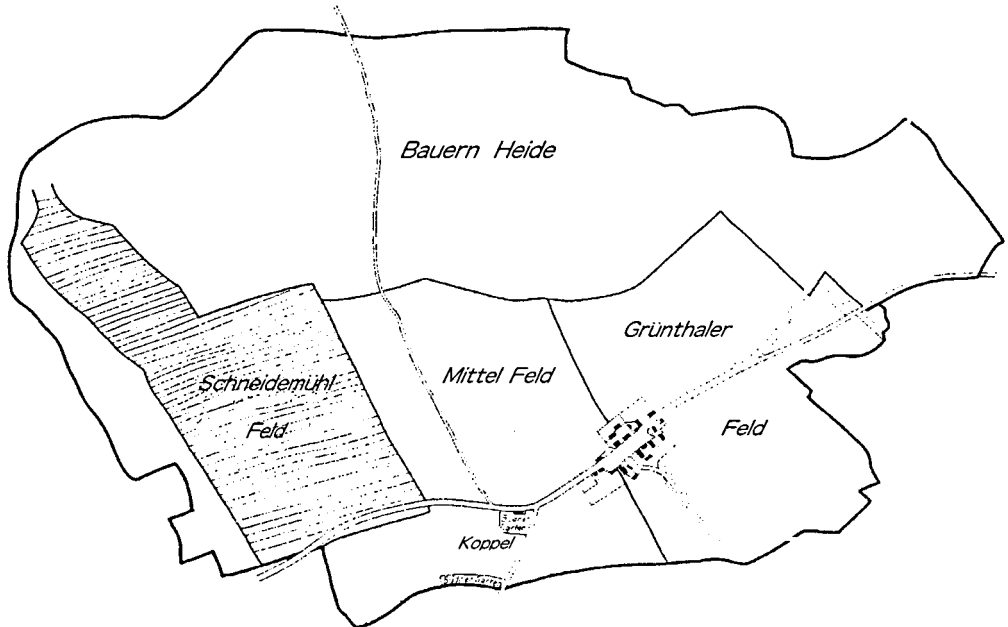
いては、「多耕区制」⁽²³⁾ (Mehrfelderflur) が布かれている。ここでの耕区 (Feld) とは、ただ単に農用地 (Ackerland) の大部分を占めるだけであり、村域 (Feldmark) 全体を掩うものではない。森または放牧地を成す広大な共同地 (Gemeindeland) が、ほぼ半分の村域にわたって拡がっているからである。

当該「多耕区制」の一大特徴は、フーフエ制の完全な消失である。とは言え、もちろんのこと、ここでも、始源的にはフーフエ制が展開していたのだが、やがて、それは、「長期にわたる荒廢状

態 (Wüstliegen)]⁽²⁴⁾ 期に消滅する。1375年当時実際に耕作されたフーフエはわずかに12だけだったものの、このときの記録には、フーフエ数32の

事実が残る。だが、1450年と1624年の後代になると、フーフエに関する報告は完全に欠落する。それは、荒廃地と化したのである。

第3図 Schönholz 村の耕区。1844年。



(註) 図の Bauern Heide (荒蕪地) と Koppel (牧草地) が共同地。

(出典) A. Krenzlin, *Dorf*, Abb. 39.

18世紀の中葉期ごろ、このシェーンホルツ村で新たに作られた三つの耕区 (Feld) は、耕区ないしは耕圃の数は同じ三つでも、それは単なる外観的共通性にすぎず、かのミッテルマルク型の三圃制とはもはや似ても似つかぬ代物にほかならない。なぜなら、ここでの耕区は、フーフエ数ではなく、ホーフ (Hof) 数に基づいて分割されているからである。ホーフ数を基礎とするこうした耕地分割の原則は、1800年に近づけば近づくほど、いよいよ顕著になって行く。「耕地フーフエの即物的概念」⁽²⁵⁾ (der unpersönliche, rein materielle Begriff der Ackerhufe) は、消失の途を辿ったのである。

このようにして、実態としての耕地分割の有り様は、ホーフを介して、ますます強く農民あるいはコッセーテの人物 (Person) そのものに結びつくこととなる。18世紀における定住村落の再生過程にあって、以前の耕地と草地の全体は、細長い長方形の、きわめて整然とした地片 (Stück)

あるいは分割帯地に分けられて行く。そして、シェーンホルツの場合は三耕区 (Feld) だったが、各耕区に存在する帯地数は、村落内の農民・コッセーテ数にほぼ完全に合致したのである。

III テルトウの新規入植活動⁽²⁶⁾

1721年の一資料によれば、テルトウにおける未開墾の荒地 (wüste Stelle) は、当時、相当な多数に上った。たとえば、トレビーン (Trebbin) には三つ、ケーペニク (Köpenick) で九つ、そして、ミッテンヴァルデ (Mittenwalde) にあっては、49もの荒地が存在した。また、別の資料を見ると、テルトウの「基幹クライス」⁽²⁷⁾ (Hauptkreis) に存する42村落中、合計74の農民地 (Bauernhof) と41の小屋住み農地 (Kossätenhof) とが、耕作放棄地だった。そして、もともとは自立していた175.5と109の農民地が、それぞれ、騎士領所有者と近隣住民によって吸収されていた。

さらに、同郡の五つの Amt (Amt) とヴスターハウゼン (Wusterhausen) 所領にも、合計198もの荒地が残存した。新規入植活動推進の余地は、大きく開かれていたのである。貴族が没収した農地に再び自立的農民を置くことは、農民不足のため、不可能だった。だが、貴族による農地吸収のいっそうの進展には、歯止めがかけられたのである。農民身分を維持しようとする農民保護は、強力な常備軍の創設と増強のための軍事的利害関心と深く関わるものでもあった。

テルトウを含むマルク地方全体を席捲する大規模な新植民が始まるのは、第2次シュレージエン戦争終結後の1746年以降のことである。テルトウの「基幹クライス」における当時の植民期に登場する村落は、以下のとおりであった。すなわち、アドラーズホーフ (Adlershof)、アレクサンダードルフ (Alexanderdorf)、ノイ・ボーンズドルフ (Neu-Bohnsdorf)、ノイ＝クライン・グリーニケ (Neu- u. Klein-Glienicke)、グリューナウ (Grünau)、ヨハニスタール (Johannisthal)、ルートヴィヒスフェルデ (Ludwigsfelde)、ミュッゲルハイム (Müggelheim)、ノヴァヴェース (Nowawes)、フィーリップスタール (Philippsthal)、ベーミッシュ・リックスドルフ (Böhmisch-Rixdorf)、トレプト (Treptow)、ノイ・シェーネベルク (Neu-Schöneberg) の合計14村である。「基幹クライス」の村落数は、十分の一以上の増加を記録した。ただし、これらの村村のすべてが新設されたわけではない。たとえば、1652年の一史料には、数世紀の経過のうちに廃村となった旨が記されているクライン・グリーニケは、新たな入植対象として再建された村だった。また、ノイ・ボーンズドルフ、ノイ・グリーニケ、ノイ・シェーネベルク、そして、ノヴァヴェースのように、同名旧村落の一部の区域を切り取ることによって生まれた村落もあった。ポツダム近郊のノイエンドルフ (Neuendorf) は、こうした仕方でも、村域 (Feldmark) の少なくとも八分の一を失った。1751年にノイ・シェーネベルクが造られたとき、アルト・シェーネベルクの住民は、自村の縮小に激しく抗議した。さらに、シュプレー川上流沿いの広大な王有林が開拓されて、アドラーズホーフやヨハニスタール、そして、グリューナウとミュッゲルハイムが成立した。これら新村の規模は、

近隣の旧村に比して数段小さいことが特徴だった。一例を示すと、グリューナウは、新設当初の320モルゲンから500モルゲンまで拡大したが、それでも、13世紀に生まれたシュルツェンドルフ (Schulzendorf) の2,000モルゲンを超える大きさとは比肩するべくもなく狭小であった。他方、旧村との再統一をのちに実現した事例も、なかったわけではない。1860年に一体化したアルト・ボーンズドルフとノイ・ボーンズドルフの場合が、それである。

では、新たに建設されたこれらの村落の住民は、いったいどこから来たのであろうか。プロイセンの「寛容政策」⁽²⁸⁾ (Toleranzpolitik) が、この問に対する解答の鍵を与えてくれる。さて、1648年のヴェストファーレン講和条約が規定するところによれば、領邦君主 (ランデスヘル) には、自身の信条に組まない臣民を追放してもよい権限が認められた。多くのドイツ諸侯が、この大きな権限を躊躇なく行使したため、ある場合にはプファルツ (Pfalz) から、また別のときには、ベーメンやザクセンを離れて、堅い信仰に立つプロテスタントが、数百人・数千人規模で、プロイセンに殺到した。モーゼル川沿いの高原名たるフンスリュック (Hunsrück) のような地名が、ノイ・グリーニケで、永きにわたり使われたことには、そうした背景があった。

これらの新参者たちは、概して、着のみ着のままであった。すなわち、携えてきた資産が全くないか、あるいは、些少な手持ち金に過ぎない場合が多かったため、彼らには、手厚い保護が加えられたのである。第一に、新規入植者は、住居の無償供与の恩恵に浴した。第二に、旧来からの定住者には例外なく課された軍税 (Kontribution) と騎兵隊税 (Kavalleriegeld)、ならびに、兵役義務 (Zwangswerbung) を、彼らは、当分のあいだ免れた。数年にわたる免除期間 (Freijahr) ののちに彼らが負った義務は、土地所有規模に応じて1ターラーから18ターラーまでの階梯差のついた相続税 (Erbzins) だけだった。たとえば、ノイ・シェーネベルクのボヘミア人は、3ないし4モルゲンの土地について、年2.5ターラーを、また、グリューナウの入植者は、80モルゲンに達するほどの比較的大きな土地のために、年18ターラーを支払いさえすればそれでよかった。クールマルク

のカンマー（Kammer）がラントラートに宛てて発した1755年の厳命を見れば、旧定住者との比較における新参入植者の社会的厚遇状況は、明らかである。すなわち、決して農奴と見なされてはならぬ新規入植者とは、必ずや世襲契約（Erbkontrakt）が結ばれなければならないのであって、定期契約（Zeitkontrakt）の締結など論外である、と。自分たちの農地を世襲では持てないことを、1750年頃、官憲当局からあらためて肝に銘じさせられた旧定住者との社会的格差は、否定するべくもない。

だが、19世紀末の都市化の急進展を経た1910年代後半ともなると、18世紀中葉期の新入植地が元来有した農業の特徴は、跡形もなく消失した。たとえば、ノイ・シェーネベルクは、すでに、大都市ベルリンの一部と化し、旧村落の面影をもはや全くとどめていない。同じことは、ノイ・グリーンニケ、ベーミッシュ・リックスドルフ、および、アードラースホーフとグリューナウにも、あまねく妥当する。フリードリヒ大王時代の入植地としての痕跡を依然として残す所は、ミュッグルハイムやノヴァヴェースまたファールホルスト（Fahlhorst）のような相当遠い農村ゲマインデだけとなったのである。⁽²⁹⁾

1746年に開始された新規入植の稔り多い活動は、10年後、突如として破局を迎える。七年戦争が勃発したのである。この戦争については、以下の指摘にとどめておこう。新興国プロイセンにとって戦争の痛手は、甚大だった。総人口450万人中の約50万人が犠牲になったからである。しかし、ほぼ四倍にも上る強敵を向こうに回して勇猛果敢に戦ったことは、「プロイセン的自己意識」⁽³⁰⁾（ein preußisches Selbstbewußtsein）の涵養に与って力があつた。ゲーテ（Johann Wolfgang von Goethe）によれば、それは、「プロイセンの価値・威信・剛毅」⁽³¹⁾にはかならなかった。

次に、戦後復興の状況を概観しておこう。1760年、「誠実かつ忠実な国王」⁽³²⁾としての自覚を鮮明に打ち出したフリードリヒ大王は、その言葉を裏切らず、テルトウ郡に対しても、援助の手を差し伸べる。1763年、19万ターラーの現金と330ヴィスペル（Wispel）強の穀物が供与される。1760年に焼失したアルト・シェーネベルク村には、一段と手厚い復興策が採られ、1761年初頭、播種用

資金に432ターラーが与えられるとともに、農民一人あたり200～300ターラー、ならびに、コッセター一人あたり20～30ターラーの住宅再建助成金が支給された。シェーネベルクでは、新しい教会堂も建てられ、戦後復興は着着と進んだ。W. シュパッツは、この事例を、「プロイセン的行財政の輝かしいあかし」⁽³³⁾と称讃している。

10年間に及んだ1746年からの熱心な植民活動にもかかわらず、1763年頃には、荒廃フーフエ（wüste Hufe）が、なお少なからず残存した。1765年10月26日の一勅令によれば、王は、数百人規模のターゲレーナー（Tagelöhner）またはハウスロイテ（Hausleute）をテルトウ郡において創出しようと希望していた。たとえば、シュプレー川沿いのグリューナウでは、3家族用の4.5モルゲンの庭地が与えられるとともに、家族あたり15ターラーの開墾用資金も支給された。同地のビュードナーの中には、オーストリアからやって来た4家族も含まれる。一方、農民増加策も同時に計られ、その手段はと言えば、大きな農民地の分割だった。一例にすぎぬが、ダーレヴィッツ（Dahlewitz）の農民地数は、4フーフエ農地4から2フーフエ農地8へと倍増している。このように、当該時期における入植の力点は、農民身分の維持だけではなく、ビュードナー等の下層民の招致・創設にも置かれていたのだった。

1775年から1786年までの10年余のあいだに新たに入植して来た合計174のビュードナー家族の多数は、野菜・果樹栽培や家内工業に従事するとともに、副業的にはあれ、賃仕事をも手がけた。特筆に値することは、紡績業や織布業のみならず毛織物マニュファクチュアが、勤勉で慎ましやかなこれらの新入植者によって、多様な発展を促進された点である。一例にすぎぬが、テルトウの「基幹クライス」における1783年の亜麻布織工数は、87人だった。プロイセン王国の下層民招致政策が、重商主義的なマニュファクチュア振興策と密接不可分の関係に立っていたこと、いや、と言うよりもむしろ、前者は、後者の展開のための労働力基盤創設策の一環を成すものだったことが、忘れられてはならない。

こうした入植者新設策の積極的な展開にもかかわらず、18世紀後半期の農村住民数は、30年戦争の前と比較して、なお少ない低水準にとどまった。

ヴェストファーレン講和条約後の数十年間にわたって維持された大土地所有の成長は、もっぱら、旧来から在続していた農民地・小屋住み農地の蚕食を原因とするものであった。しかし、テルトウ郡の総人口が18世紀中葉期以降増大したことも一面の真実であり、その主因は、新定住者とビュードナーにほかならなかった。1786年に約80万人を数えたクールマルク全体の人口を見ると、1763年からの20年有余のあいだで、163,614人もの増加が記録されている。その半分以上は、新規入植者であった。プロイセン王の新村建設策が一定の成果を上げたことは、明らかであろう。

農業については、ムラサキウマゴヤシ・イガマメ・クローバー・カブカンラン等の飼料用作物の栽培と共同地分割の一定の実施とが、集約的イギリス農業経営の先例に倣って促進されたとするならば、他方、18世紀初頭にはなお未発達だった工業に関しても、積極的な振興策が計られることになった。フリードリヒ大王の養蚕好みも手伝って、ケーペニクとフランクフルト・アン・オーダーには、国の助成による最初の薄琥珀織工場が建てられた。また、シャルロッテンブルクでは、サラサ=キャラコ捺染工場が生まれた。さらに、クライン・グリーニケの壁布工場においては、1800年、計77人の労働者が働き、生産高は31,240ターラーに達した。ザクセン地方から来た織工たちは、ルード (Rudow) 等に移り住んだのだが、王は、建築用木材を彼らに提供したばかりではなく、80年代に入ると、1マイルごと2シルバークロッシェン (Silbergroschen) の旅費と織機との支給をも怠りはしなかった。こうして、工業活動は都市のみに限定されるべしとのかつての原則は、織工の便宜を図って、機織りを振興させるために、次第に破られて行く。当時のプロイセンは、多くの来住者を迎え入れつつ、国家主導型の内地植民を盛んに行ったヨーロッパ唯一の国だったのである。

IV ミッテルマルク型耕区の四類型

一 エッシャー説整理の一試論一

ここで、II 東部ドイツ定住地耕区の三類型の冒頭において言及したエッシャーの「フーフエ不変説」を吟味しておこう。その大要は、こうである。すなわち、ミッテルマルクの多くの村落にあ

って、フーフエ数に著変はなかった。いや、と言うよりもむしろ、その変化は皆無であったと見るのが実態に近い。この点は、カール4世の土地台帳 (Landbuch) が残る1375年から数世紀を経て、18世紀に至るまで、耕地分布 (Flureinteilung) が不変だった事実如実に示されている。フーフエ数ばかりではない。そもそも、フーフエ農民それ自体の数が、16世紀以降「基本的に不変」(recht konstant) だったのである、と。⁽³⁴⁾ したがって、当該の問題をめぐるエッシャー説は、要するに、「フーフエ数14世紀以降、兼、フーフエ農民数16世紀以降不変説」として定式化しようと見てよい。

それ自体として興味深いこの学説には深い意味が潜むと思われる⁽³⁵⁾が、本稿においては、将来、ドイツ社会経済史研究史上のミッテルマルク型耕区形態の意義と位置づけの全面的再検討に進むための一つの準備作業として、さしあたり、ミッテルマルク型を一括して押さえるのではなく、さらに、次のような四つの類型に細分して把握する作業を試みることにより、わたくし自身の暫定的な仮説を提示するにとどめておきたい。

第一類型は、「ファルケンベルク型」である。先述のとおり、ここでは、14世紀以降18世紀の半ばすぎに至るまで、フーフエ数の変化はない。⁽³⁶⁾ けだし、「驚くべき不変性」も、むべなるかなと言ふべきである。

第二に、エッシャーが自説の有力な根拠として持ち出すクレンツリンの言う「フーフエ耕区制の同一性=不変性」⁽³⁷⁾ についてであるが、両者間には、次のような微妙なずれが見られる点、一定の注意が必要である。つまり、クレンツリンの結論は、フロイデンベルクに関する検討を一見すればただちに明らかなおろ、1683年と1844年との比較の結果なのである。クレンツリンの見解は、「17-19世紀不変説」とでも言うべきものであって、エッシャーの「14世紀以降説」では必ずしもない。タイム・スパンの短い「フロイデンベルク型」は、それゆえ、先の「ファルケンベルク型」の一種の変形=亜種と見て差しつかえないであろう。

次に別出されるべき第三の類型は、「シェーノ (Schönow) 型」である。エッシャーは、ここに、フーフエ農民数の16世紀以降の基本的に変わらぬ

事態が現出すると捉える。⁽³⁸⁾ 少しく仔細に検討してみよう。1375年の同村には、43フーフエ存在した。シュルツェ (Schulze) と牧師 (Pfarrer) が持つそれぞれ6フーフエと2フーフエを差し引くと、残余は35フーフエとなる。⁽³⁹⁾ これが農民フーフエである。W. クーンによれば、ミッテルマルクの一農民地の平均規模は約2フーフエに相当する。⁽⁴⁰⁾ したがって、同村には、およそ17~18人の農民がいたとの推定が可能である。その後の農民数は、1576年7、1589年8、1624年8、1700年7、そして、1801年7というようにほぼ一定数を保って推移する。⁽⁴¹⁾ だが、フーフエ農民は、14世紀から17世紀にかけて半数以上減少していたのである。したがって、「シェーノ型」に止目して、「フーフエ農民の16世紀以降不変説」をエッシャーとともに唱えることが可能であるとしても、14世紀から16~17世紀に及ぶ前史におけるその減少傾向が無視されるべきではない。この点の補足的修正を踏まえた上でなら、エッシャー説に非はないと言ってよい。

最後に、1375年に32のフーフエを有したテルトウのオスドルフ⁽⁴²⁾ (Osdorf) は、1416年、廃村と化す。同村は、その後、騎士農場 (Rittergut) に編成替えされる。1696年に39の「騎士的自由フーフエ」⁽⁴³⁾ (freie Ritterhufe) が存在した事実が残っているからである。それゆえ、一言にして、「農民フーフエの貴族フーフエへの転化形態」が、この「オスドルフ型」にほかならない。同村の農民フーフエは消失する。これが、第四類型である。エッシャーの「フーフエ不変説」を整理して継承する上で、このこともまた、当然わきまえられてしかるべき重要な補足点の一つであろう。

小括しよう。一定数の農民フーフエが保たれ続

けた発展の基本線を、エッシャーまたはクレンツリンとともに、時期的括りが長短両様の「ファルケンベルク型」あるいは「フロイデンベルク型」として確認することに、おそらく異論はあるまい。しかし、同時に他方において、「オスドルフ型」ないしは「シェーノ型」のように、農民フーフエの消失やその実数の減少の点で、少なからぬ変貌を遂げた別種の農村が同時存在したもう片方の事実が看過されてはならない。ミッテルマルクの村落の内部では、13-14世紀の始源的内地植民期に始まり、18-19世紀へと進む長いときの経過とともに、決して無視できない重大な変化が生じていたのである。ここでは、さしあたり、14-15世紀の土地荒廃期⁽⁴⁴⁾ (Wüstungsperiode) と17世紀の30年戦争、そして、17世紀に再開される新規入植活動の三者を、そうした歴史の変容をもたらす基本的諸要因に挙げるにとどめておきたい。

V 結びにかえて

これらすべての諸結果が、テルトウの農村住民構成の時代的推移を、30年戦争前後期と1800年とを大きく対比して示した第1表に反映している。最初に、雑多な下層民の1800年度の大量存在に注目しておきたい。この点は、アインリーガー (Einlieger) の数値が、バウアーを上回る約1,000の線に達している事実を一見すれば、ただちに認められえよう。17世紀以降の新規入植活動において積極的に展開された農村下層民創設策の少なからぬ成果は、明らかであろう。18世紀の後半、フィディツィーン (Ernst Fidicin) の言う「農村住民 (Bevölkerung) のほぼ全面的な変化」⁽⁴⁵⁾ が進んだのである。

第1表 テルトウにおける農村住民構成の推移

	Bauer	Kossäte	Büdner Kätner	Hirt	Einlieger
1624年	1,175	720	—	—	—
30年戦争後	334	300	—	—	—
1800年	900	500	731	256	約1,000

(出典) E. Fidicin, *Die Territorien*, Bd. I, S. XV; W. Spatz, *Teltow*, 2. Teil, S. 4 u. 112, より作成。

では、本稿の主要テーマたる農民については、どうか。30年戦争直後に300強しかいなかったパウアーは、1800年ともなると、1624年の水準にまで復帰することはなかったにせよ、約3倍に達する回復を遂げた。この間のコッセーテの増加も著しい。パウアー、コッセーテとも、18世紀末期には、一陽来復のときを迎えるのである。このかぎりにおいて、「フロイデンバルク=シェーノ型」村落が、テルトウでも一つの基本線として維持された割合は、決して低くないと見てよい。しかし、1624年と1800年の数値を比較するだけで一目瞭然理解されるとおり、コッセーテを含む農民全体が一定数減ったこともまた、無視できぬ重大な事実の一つである。この点については、「北部テルトウの廃村 (wüste Dörfer) の場合、そのすべてが農民地として再興されたわけでは必ずしもない。16-17世紀に、それは、貴族的農場所有地 (adliger Gutsbesitz) として立ち現れることがたまさかではなかった」⁽⁴⁵⁾と説くクレンツリンの指摘が、傾聴に値しよう。テルトウのフーフエ農民は、間違いなく一定の減少を被らざるをえなかった。近世テルトウ農村史研究における「オスドルフ型」および同種村落類型別決の重要性は、明らかである。

註記

- (1) Eberhard Bohm, *Teltow und Barnim. Untersuchungen zur Verfassungsgeschichte und Landesgliederung brandenburgischer Landschaften im Mittelalter*, Köln 1978, S. 14.
- (2) 拙著『ドイツ都市近郊農村史研究——「都市史と農村史のあいだ」序説』勁草書房、2005年、230-231ページの註(1)参照。
- (3) Anneliese Krenzlin, *Dorf, Feld und Wirtschaft im Gebiet der großen Täler und Platten östlich der Elbe*, Remagen 1952, Einleitung, S. 7f.; dies., *Die mittelalterlich-frühneuzeitlichen Siedlungsformen im Raume von Groß-Berlin. Ein Beitrag zur Frage der ostdeutschen Plannegewannfluren*, in: *Die Erde. Zeitschrift der Gesellschaft für Erdkunde zu Berlin*, 90. Jg., 1959, S. 327-343. クレンツリンは、「定住地類型」(Siedlungstyp)という語もほぼ同義に使用している。Vgl. dies., *Dorf*, S. 8.
- (4) Vgl. Felix Escher, *Karten aus Berliner Vermessungsämtern als Quelle zur frühen Siedlungsgeschichte des Berliner Raumes*, in:

Jahrbuch für brandenburgische Landesgeschichte, 26. Bd., 1975, S. 60.

- (5) ここでの叙述は、主として、A. Krenzlin, *Dorf*, S. 25-36 u. 48-50, に依拠する。
- (6) 集村と街村については、さしあたり、*ebenda*, S. 27 u. 32f.; A. Krenzlin, *Siedlungsformen*, S. 327f.; F. Escher, *Karten*, S. 60; ders., *Berlin und sein Umland. Zur Genese der Berliner Stadtlandschaft bis zum Beginn des 20. Jahrhunderts*, Berlin 1985, S. 24 を参照。
- (7) Ders., *Karten*, S. 60. 1375・1450・1624の三年度の記録については、A. Krenzlin, *Siedlungsformen*, S. 328, 参照。
- (8) Dies., *Dorf*, S. 27, *Siedlungsformen*, S. 328f.
- (9) Dies., *Dorf*, S. 26ff., *Siedlungsformen*, S. 328ff.
- (10) Dies., *Dorf*, S. 51ff., *Siedlungsformen*, S. 331ff.
- (11) F. Escher, *Berlin*, S. 27.
- (12) Vgl. A. Krenzlin, *Siedlungsformen*, S. 328.
- (13) Dies., *Dorf*, S. 26ff., *Siedlungsformen*, S. 328f.; F. Escher, *Karten*, S. 60, *Berlin*, S. 25.
- (14) Ders., *Karten*, S. 60.
- (15) A. Krenzlin, *Dorf*, S. 25ff., *Siedlungsformen*, S. 338.
- (16) *Ebenda*, S. 338.
- (17) Dies., *Dorf*, S. 35f.
- (18) *Ebenda*, S. 35f., dies., *Siedlungsformen*, S. 338f.
- (19)(20)(21) Dies., *Dorf*, S. 36.
- (22) 一つの補足として、東プロイセンとリトアニアで普及した「規則的帯地耕区」(die regelmäÙige Streifenflur) とミッテルマルク型・オストマルク型耕区との異同に触れておきたい。さて、規則的な帯地耕区は、フーフエ制を基礎とする三圃制を採った点では、ミッテルマルク型となら選ぶところはなない。だが、それは、ミッテルマルクにおける「追加的耕区」(Zusatzgewanne) としての「片隅地」(Beiländer) を欠き、そこでは、三つの帯地耕区が、村域全体をほぼ完全に掩った。クレンツリンによれば、ミッテルマルク・オストマルクそして東プロイセンの三つの耕区制の発生的関連は、およそ以下のとおりである。すなわち、一方において、東プロイセン型帯地耕区が、ミッテルマルクとオストマルクの両類型に先行する耕区形態ではなかったとするならば、他方、後二者が前者の発展形態もしくは破壊形態だったわけでもない。東プロイセンとリトアニアで広範に見られた帯地耕区制は、むしろ、ミッテルマルクならびにオストマルクの「大耕区制」(GroÙgewannflur) と同一の構造的・法的・機能的発生源を共有していた。それは、組織的かつ規則的な構成を取る傾向をいよいよ強めて進捗したドイツ人の東方植民活動の地域的一所産と言うべきものにほかならなかった。Vgl. A. Krenzlin, *Siedlungsformen*, S. 339.
- (23)(24)(25) Dies., *Dorf*, S. 49.

- (26) 本節の主要な素材は、Willy Spatz, *Der Teltow*, 2. Teil, *Bilder aus der Vergangenheit des Kreises Teltow : Vom Ende des Dreißigjährigen Krieges bis zum Jahre 1920*, Berlin 1920, S. 73-87, である。
- (27) *Ebenda*, S. 73ff.; E. Bohm, *Teltow*, S. 15. テルトウの「ハウプト・クライス」については、さらに、拙稿「近世ドイツにおけるクライス制の展開——ベルリン近郊郡テルトウの実態に即して」(愛知大学『経済論集』第169号、2005年、11月、所収)の註(12)を参照。
- (28) W. Spatz, *Der Teltow*, S. 75.
- (29) 19世紀末以降の世紀転換期における農村社会の変容については、加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究』の後篇を見よ。
- (30)(31)(32)(33) W. Spatz, *Der Teltow*, S. 81.
- (34) Vgl. F. Escher, *Karten*, S. 60 u. 62, *Berlin*, S. 24f.
- (35) ドイツ農業史研究史との関連で一言しておきたい。東エルベ地域における「フラットな農民層」の19世紀初頭期までの階層的存続は、こと中核的なフーフエ農民に関するかぎり、依然として事実だったと言ってよいのではないだろうか。この点とも密接に関わる農民層分解をめぐる肥前栄一氏の批判に対するわたくし自身のさしあたっての理解については、加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究』191ページの註(51)を参照されたい。
- (36) Vgl. A. Krenzlin, *Dorf*, S. 28, *Siedlungsformen*, S. 336.
- (37) Vgl. dies., *Dorf*, S. 28f.
- (38) Vgl. F. Escher, *Karten*, S. 62.
- (39) Vgl. Lieselott Enders (Bearb.), *Historische Ortslexikon für Brandenburg*, Teil IV, *Teltow*, Weimar 1976, S. 265.
- (40) Vgl. Walter Kuhn, *Vergleichende Untersuchungen zur mittelalterlichen Ostsiedlung*, Köln 1973, S. 78.
- (41) Vgl. L. Enders (Bearb.), *Ortslexikon*, S. 266.
- (42) オスドルフの年代記については、*ebenda*, S. 212, 参照。
- (43) Ernst Fidicin, *Die Territorien der Mark Brandenburg oder Geschichte der einzelnen Kreise, Städte, Rittergüter, Stiftungen und Dörfer in derselben als Fortsetzung des Landbuchs Kaiser Karl's IV*, Bd. I, *Geschichte des Kreises Teltow und der in demselben belegenen Städte, Rittergüter u. Dörfer*, Berlin 1857, S. 113. ちなみに、1375年のカール4世の土地台帳から知られうるかぎりでの事実を列記すると、テルトウ全体の77の諸村落には、合計2,990.5フーフエが存在した。その内訳は、農民フーフエ(Zinshufe) 2,445、司牧フーフエ(Pfarr- u. Kirchhufe) 180.5、村長フーフエ(Schulzenhufe) 89、そして、騎士フーフエが276であった。最後の276フーフエは、20村落中の31の騎士領地(Ritterhof) が所持した。それゆえ、リッターホー
- フーフあたりのフーフエ数は、8.90だったことになる。Vgl. Eckhardt Müller-Mertens, *Hufenbauern und Herrschaftsverhältnisse in den brandenburgischen Dörfern nach dem Landbuch Karls IV. vom 1375*, in : *Wissenschaftliche Zeitschrift der Humboldt-Universität Berlin*, Jg. 1, 1951-1952, *Gesellschafts- und sprachwissenschaftliche Reihe*, H. I, S. 44 u. 68.
- (44) B. ツィエンクラによれば、ウッカーマルクの計152村落が所有した総フーフエ数7,470中の35.81パーセントにも達する2,675フーフエの土地が、14世紀後半期に荒れ地と化していた。Vgl. Benedykt Zientara, *Die Agrarkrise in der Uckermark im 14. Jahrhundert*, in : Evamaria Engel u. B. Zientara, *Feudalstruktur, Lehnbürgertum und Fernhandel im spätmittelalterlichen Brandenburg*, Weimar 1967, S. 392.
- (45) E. Fidicin, *Die Territorien*, S. X V.
- (46) Vgl. A. Krenzlin, *Siedlungsformen*, S. 332.

(本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究C「ドイツ・ベルリン圏における都市化と農村社会の相関」2003-2006年度、による研究成果の一部である。)